

**2020年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
商法**

出題の趣旨

- ・取締役の選任は株主総会決議によるべきこと、会社がその議題を決定するための手続、株主が取締役選任の候補者を株主総会に提案するための手続について、正確に条文を挙げることができるか（問（1）①②）。
- ・株主提案権の根拠条文を正しく指摘し、公開非公開の別、取締役会設置の有無などの会社の区分に応じて、株主がなした株主提案の適法性を判定することができるか（問（1）③）。
- ・株主が議場においてなした議案提案の適法性を検討し、この議案提案を無視した議長の議事進行に対する評価を経て、可決された取締役選任にかかる株主総会決議の効力を適切に判定することができるか（問（2）①）。
- ・取締役選任決議の取消訴訟が提起され係属している間に、その株主総会において選任された取締役の任期が満了して退任したときは、総会決議取消訴訟の訴えの利益は失われることを正しく理解しているか（問（2）②）。

解説

問（1）

①取締役を選任する権限が株主総会にあることを定めるのは、329条1項。
株主総会の議題（総会の目的）は、取締役会設置会社においては取締役会にあることを定めるのは、298条1項2号、4項。取締役会設置会社においては、株主総会の招集は取締役会決議により決定されなければならない。その際に、議題についても決定しなければならない。

②議案の事前提案、要領の通知請求権を定めるのは、305条1項。

株主提案権について、会社法は303条から305条までの3か条に分けて規定している。303条は、いわゆる議題提案権、つまり、会社がある議題を総会の目的とするかどうかが不明なときに、株主が、一定の総会決議事項を総会の議題とすることを求める権利を定めている。これに対して、304条及び305条は、いわゆる議案提案権、つまり、株主総会において、適法に決定された議題の下で決議されるべき具体的議案の内容を株主が提案する権利を定めたものである。議題提案と議案提案の関係を正しく理解しておくことが必要である。

305条の立法趣旨は、会社の費用負担により、株主提案権を行使する株主が自己の提案議案を他の株主に知らせ、賛成を得やすくすること。株主総会における意思決定に際して、経営者と株主の間、株主間のコミュニケーションを促進すること。

なお、株主提案権は、株主総会をかく乱するなどの不正な目的から濫用されるおそれがあるため、提案権行使を目的として株主総会の直前に株式を取得して議案を提案する等の行為を防止するために、取締役会設置会社においては、一定の持株比率または議決権数を継続的に保有していることが必要とされており（1項但書）、非公開会社については、会社にとって好ましくない者を株主としない仕組みが整っていることから、株式保有期間要件を課さないものとしている（同条2項）。

③甲社の定款には株式譲渡を制限する旨の定めがないから、甲社は公開会社（2条5号）であり、与えられた事実から、取締役会設置会社であることは明らかである。Xは、400株を保有する株主として、2017年から継続的に株主名簿上に記載されていた株主であるから、甲社株主としての対抗要件（130条1項）、持株期間要件は充足されている。甲社は単元株式制度を採用しておらず、Xは400株を保有しているので、300個以上の議決権の保有を求める議決権数要件も満たしている（発行済株式10万株のうち400株では、持株比率要件を満たしていないが、議決権の個数要件を満たしていれば足りる。）。

しかし、Xが議案を甲社に対して通知したのは2019年6月1日であるところ、305条に基づく議案要領通知請求は、同年6月26日に開催予定の本件総会の会日の8週間前までに通知されていないから、Xの提案は不適法であり、無効である。

問（2）①

1. 総会議場における議案の株主提案（304条）

株主総会において議決権を行使することのできる株主は、総会に出席して、議場において議案（会社提案に対する対案）を提案することができる。議場における議案提案権については、株主（またはその代理人）が出席していることが必要であるが、持株比率、議決権数、継続保有などの要件は定められていない。

本件総会に出席したXは、会社が設定した取締役7名を選任するという議題に際して、新たな候補者を提案するものであるから、Xが議場においてなした議案提案は304条に基づくものとして適法である。

これに対して、議長Aは、Xが提案理由を説明しようとするのを遮っているから、適法な議案提案の理由を説明させなかつたこと、また、Xの提案した議案を議場に付議せずに会社提案議案のみを採決しているから、議長Aの行為の適法性が問題となるが、これらは、株主提案権行使の適法性とは関係がなく、議長による議事進行に対する評価の問題となる。

2. 議長の議事整理権（315条）

総会の議長は、総会における議事整理権限を有する（315条1項）。議長の議事整理権は、広範な裁量の下に行使されるものであるが、適法な株主提案を、合理的根拠なく無視することは、株主提案権の侵害であって許されない。

株主が提案した議案が、会社提案議案と矛盾する議案の場合には、会社提案議案の可決をもつ

て、株主提案議案が否決されたと扱うことができる。しかし、取締役候補者の追加提案は、会社提案の候補者よりも多くの賛成票を得る可能性があるかどうかを検討しなければ決定できない。会社側が集めた委任状、会社提案に賛成する書面投票のうち、会社提案に賛成の投票数が、まだ行使されていない出席株主の議決権数を上回るときは、議場における議案提案が会社提案を上回って可決される可能性はないから、株主提案を無視しても、可決される決議の内容に違いはない。

本問では、出席株主の議決権の60%が委任状により会社提案に賛成している、とあるので、これらの委任状が全て甲社に対して提出されていたのであれば、それ以外の出席株主が全てXの提案に賛成したとしても、出席株主の議決権の過半数を得ることはできず、Xの提案が可決されることはない。このような事情があるときは、Aは、議長の議事運営上の裁量を逸脱したとはいえない、取締役7名を選任する決議に違法はない、という評価をする可能性がある。

または、議案提案権の扱いは違法と認めるべきであり、決議方法の法令違反（831条1項1号）があり総会決議の取消事由が認められるとしても、その議案を付議しなかった違法は軽微なものであって、決議の結果に影響しないと認められるとして、決議取消事由はあるが裁量棄却される（831条2項）、という結論になる。

これとは異なり、議長による株主提案権の無視は軽微な瑕疵とはいえないという評価をするときは、831条2項の要件を満たさないため、裁量棄却は認められず、取締役選任決議には取消事由があることになる。

問（2）②

本問のような場合には、総会決議取消訴訟は訴えの利益を失うとするのが判例。

最判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁

「役員選任の総会決議取消の訴が係属中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら役員が新たに選任され、その結果、取消を求める選任決議に基づく取締役ら役員がもはや現存しなくなつたときは、右の場合に該当するものとして、特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益なきに帰し、訴の利益を欠くに至る…。」